

グリーンヒルズ東山
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶成会が設置経営する指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は指定短期入所生活介護を受けるもの（以下「利用者」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務める。
- 3 事業を運営するにあたり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務める。

(事業所の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グリーンヒルズ東山
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区大山町2958番地の1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は10名とする。但し、併設の介護老人福祉施設に空床がある場合は、その空床を利用する。

第2章 職員及び職務分掌

(従業者の職種及び員数)

第4条 施設には次の職員を置く（介護老人福祉施設を含む）。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 生活相談員 | 2名以上 |
| (4) 介護職員 | 50名以上（常勤換算） |
| (5) 看護職員 | 4名以上（常勤換算） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1.5名以上（常勤換算） |

- (看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、鍼灸師
又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する者)
- (7) 介護支援専門員 1.4名以上(常勤換算)
(8) 医師 1名以上
(9) 栄養士 1名以上
- 2 前項に定める者の他必要がある場合は、定員を超えてはその他の職員を置くことができる。
- (職務)
- 第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。
- (1) 施設長(管理者)
施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護計画作成に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (9) 栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員(委託)
栄養士の指導を受けて、給食業務に従事する。
- 2 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別にこれを定める。

第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(居室及びユニット)

- 第6条 施設が提供する一の居室は個室及び個室的多床室とする。その際選択する階及び居室は、利用者の希望ではなく、施設側で利用者の心身の状態を鑑み選定することとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(ア) 身体介護

1週間に2回入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

(イ) 食事の提供

利用者に提供する食事は、できるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように務める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食できるように配慮する。

(ウ) 健康管理

管理者又は医師及び看護師は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共に、その記録を整備しておくものとする。

(エ) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(オ) 相談・援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(カ) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備などを備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図ると共に、その家族との交流の機会を確保するよう努める。

(キ) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(利用料等の受領)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）を提供した際には、利用者からの利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に、利用者

から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な誤差が生じないように、利用料の額を設定する。

- 3 施設は、前2号のほか、介護保険給付の対象とならないサービス費の全額の支払いを、利用者から受け取ることができる。
- 4 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された、要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

但し、次に掲げる項目については、別に定める重要事項説明書の通りとする。

- 1 食事やおやつの提供に要する費用
- 2 居住に要する費用
- 3 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- 4 理美容代
- 5 利用者が選定するレクリエーションに要する費用
- 6 実施地域外の送迎代
- 7 買い物代行の費用
- 8 その他、利用者に負担させるのが適当と認められるもの
- 9 キャンセル料

(送迎の実施地域)

第10条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

浜松市中央区（葵西・葵東・小豆餅・有玉・伊左地町・泉・泉町・入野町・大久保町・大原町・大人見町・大平台・大山町・神ヶ谷町・上島・神原町・湖東町・古人見町・桜台・佐浜町・覗塚・志都呂町・住吉・積志町・早出町・高丘北・高丘西・高丘東・高林町・富塚町・西丘町・西山町・根洗町・萩丘・初生町・花川町・半田山・東三方町・広沢・舞阪町・馬郡町・三方原町・三幸町・雄踏町・和光町・和合町・和合北・和地町）

浜松市浜名区（引佐町井伊谷・引佐町金指・細江町）

他の地区は要相談とする

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第11条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続きの説明及び同意)

第12条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第13条 利用者的心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減などを図るために、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるような援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが、空室がないなどの理由で困難であると認めた場合は、当該利用申込者に関わる介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第16条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定などの有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に関わる援助)

第17条 指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 介護予防サービス計画、居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも現在の要介護認定等の有効期限が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第18条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、介護予防サービス計画、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画、居宅サービス計画の作成を介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出こと等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

2 居宅支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(介護予防サービス計画、居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第20条 介護予防サービス計画、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第21条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費又は居宅介護サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画又は居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取り扱い方針)

第23条 指定短期入所生活介護は利用者の要支援状態、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 指定短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で、必要な援助を行う。
- 3 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自ら、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

第24条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から、終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の事業者と協議の上、サービスの目標、達成期間、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 管理者は、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明し、同意を得る。
- 3 (介護予防) 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第25条 指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第26条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 指定短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

第28条 指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第29条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

(会計区分)

第30条 指定短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第31条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第32条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護職員やその他の従事者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第33条 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族、主治医、又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡、介護保険者への報告を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第34条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援

事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて、避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。消防法に準拠して消防計画を別に定める。

(法令との関係)

第36条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。